

令和3年第2回  
船橋市国民健康保険運営協議会

令和3年9月  
国保年金課



# 目 次

議題 1	船橋市国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について (協議事項)	1
議題 2	令和 2 年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について (報告事項)	
	令和 2 年度制度改正等について	
	1 保険料の賦課限度額引き上げと軽減対象世帯の拡大	2
	2 保険料率の改定について	3
	3 傷病手当金の支給 (その他規則改正) について	4
	令和 2 年度国民健康保険事業の概要	
	1 世帯数と被保険者数の状況	5
	2 医療費の状況	6

3	保健事業費の状況	7
4	保険料（現年分）の状況	9
5	一般会計繰入金の状況	10
6	令和2年度国民健康保険事業特別会計決算	11

## 議題 1 船橋市国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について

船橋市国民健康保険運営協議会の委員改選後、最初の協議会となることから、国民健康保険法施行令第5条及び船橋市国民健康保険条例施行規則第3条に基づき、会長及び副会長を選出します。

### ○国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

### ○船橋市国民健康保険条例施行規則

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、協議会に出席した全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

規定にある「公益を代表する委員」は別添名簿の三号委員5名ですが、書面開催にて行うことを考慮しまして、事務局より候補者名とその理由を挙げさせていただきました。なお、この事務局案につきましては、ご意見を制約するものではございませんので、他のご意見等ありましたら回答票に記入をお願いいたします。

### 1 事務局案

(1) 会 長：人権擁護委員 藤田 きよ子 委員

副会長：元市議会議員 興松 勲 委員

(2) 理 由：両委員とも長年に渡り同委員を務め、国民健康保険事業を熟知しており、前期の本協議会において会長、副会長を務められた実績があります。会議の運営に精通しておられるとともに、審議の際には人権擁護委員や元市議会議員の立場から広い知見の下、公平に各委員の意見を聴き集約するなど、適任であると考えております。

## 議題 2 令和 2 年度船橋市国民健康保険事業特別会計決算について

### ☆ 令和 2 年度制度改正等について

#### 1 保険料の賦課限度額引き上げと軽減対象世帯の拡大 【条例改正】

令和 2 年度税制改正大綱において、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げと、低所得者に対する保険料 5 割軽減・2 割軽減の対象世帯を拡大することが決まったことにより、国民健康保険法施行令の一部改正を受けて所要の条例改正を行いました。 ※「国保のてびき」19 ページ及び 24 ページ参照

#### ・ 保険料賦課限度額の引き上げ（船橋市国民健康保険条例第 16 条、第 16 条の 6）

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。今般、中低所得者の負担軽減と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わりました。

賦課限度額	(改正前)	⇒	(改正後)	
医療分	<u>6 1 万円</u>	⇒	<u>6 3 万円</u>	2 万円引き上げ
支援分	1 9 万円	⇒	1 9 万円	変更なし
介護分	<u>1 6 万円</u>	⇒	<u>1 7 万円</u>	1 万円引き上げ
合 計	<u>9 6 万円</u>	⇒	<u>9 9 万円</u>	3 万円引き上げ

#### ・ 低所得者に対する保険料 5 割軽減・2 割軽減の対象世帯を拡大（船橋市国民健康保険条例第 20 条第 1 項）

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の 7 割・5 割・2 割が軽減されます。今回は、そのうち 5 割と 2 割に軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わりました。

軽減判定所得額	(改正前)	⇒	(改正後)
5 割軽減	3 3 万円 + <u>2 8 万円</u> × 被保険者数	⇒	3 3 万円 + <u>2 8 万 5 千円</u> × 被保険者数
2 割軽減	3 3 万円 + <u>5 1 万円</u> × 被保険者数	⇒	3 3 万円 + <u>5 2 万円</u> × 被保険者数

## 2 保険料率の改定について（船橋市国民健康保険条例第14条）【条例改正】

要旨 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。

千葉県国民健康保険運営方針では、保険者の政策的な保険料の負担緩和などを目的とした決算補填等目的の一般会計繰入については、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、計画的に解消・削減を図るべきとされております。

また、船橋市行財政改革推進会議において、受益者負担の適正化という観点から、「一般会計からの多額の決算補填目的の繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険被保険者の保険料を負担していることに留意すべき」、「国の方針に基づき、平成30年度から決算補填目的の繰出金の解消に取り組まれない。」との提言がされました。加えて、平成31年3月に公表された「行財政改革推進プラン」においても、国民健康保険料の見直しについて、決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、平成30年度から、原則として2年ごとに12年かけて、段階的な保険料の見直しを行うこととしております。

平成30年度に後期高齢者支援金分の均等割額を年1,500円、令和2年度については、医療分の均等割額を年3,000円引き上げました。なお、保険料率の改定の際には本協議会にて諮問を行い、答申していただいております。

### 改定の内容

保険料被保険者均等割を引き上げました。

均等割額	(改定前)		(改定後)	
医療分	<u>24,360円</u>	⇒	<u>27,360円</u>	3,000円引き上げ
支援分	8,590円	⇒	8,590円	変更なし
介護分	9,610円	⇒	9,610円	変更なし

3 傷病手当金の支給（その他規則改正）について【条例改正】  
（船橋市国民健康保険条例 第29条の2、第29条の3、第29条の4）

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止するため、国の通知に沿って同感染症に感染（感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができない国民健康保険に加入している被用者に傷病手当金を支給することとしました。 ※「国保のてびき」37 ページ参照

【支給額】

$[(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3] \times \text{支給対象となる日数}$

【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

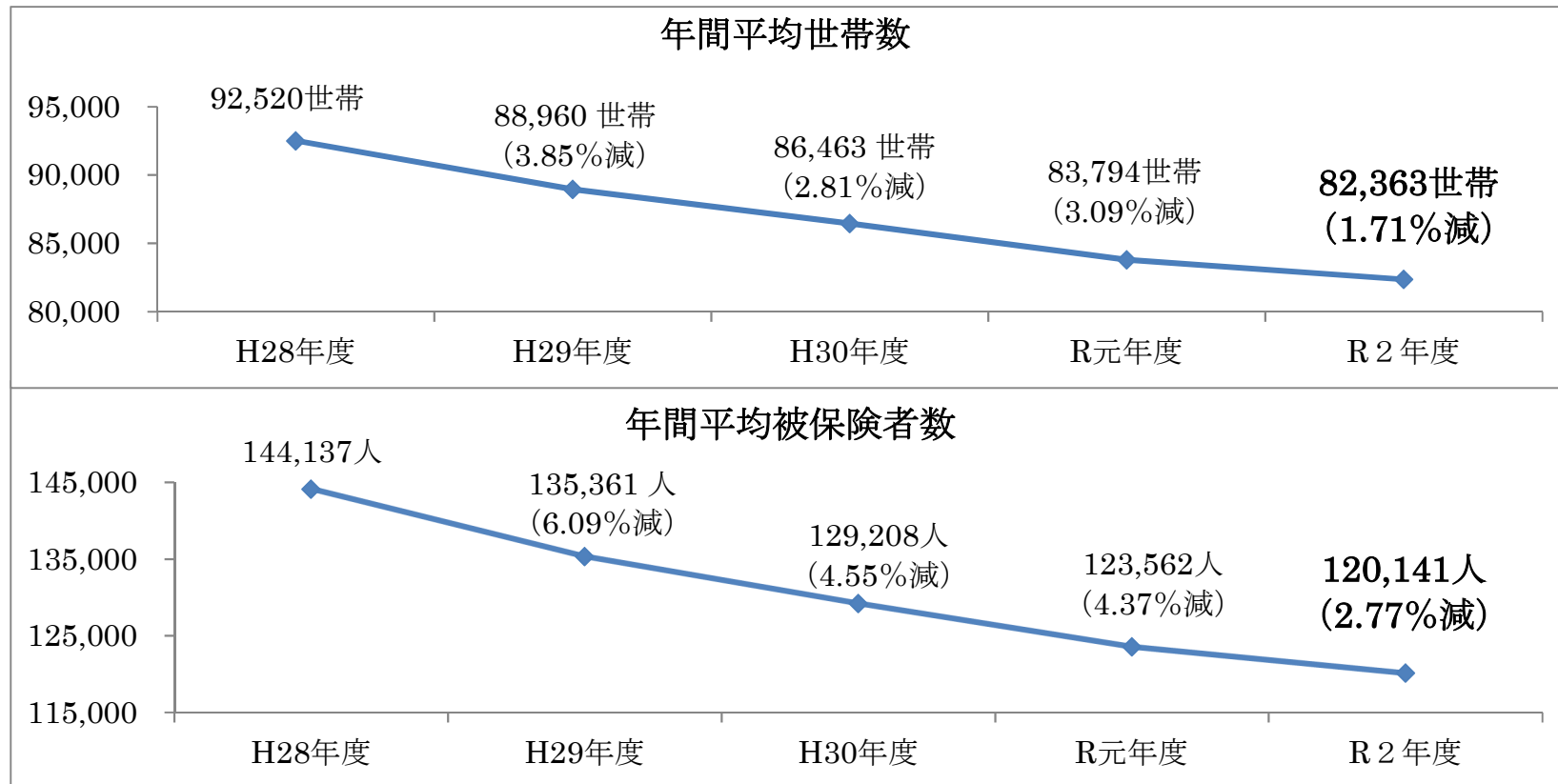
※当初は令和2年9月30日までであったが、感染の拡がりから期間を4回延長してきました。なお、今後さらに令和3年12月31日まで期間を延長する予定です。



☆ 令和2年度国民健康保険事業の概要

1 世帯数と被保険者数の状況

船橋市の世帯数・人口	311,102世帯	645,450人	(令和3年4月1日時点)
国民健康保険世帯・被保険者数	82,363世帯	120,141人	(年間平均数)



※ 1世帯当たり1.46人（令和元年度は、1世帯当たり1.47人）

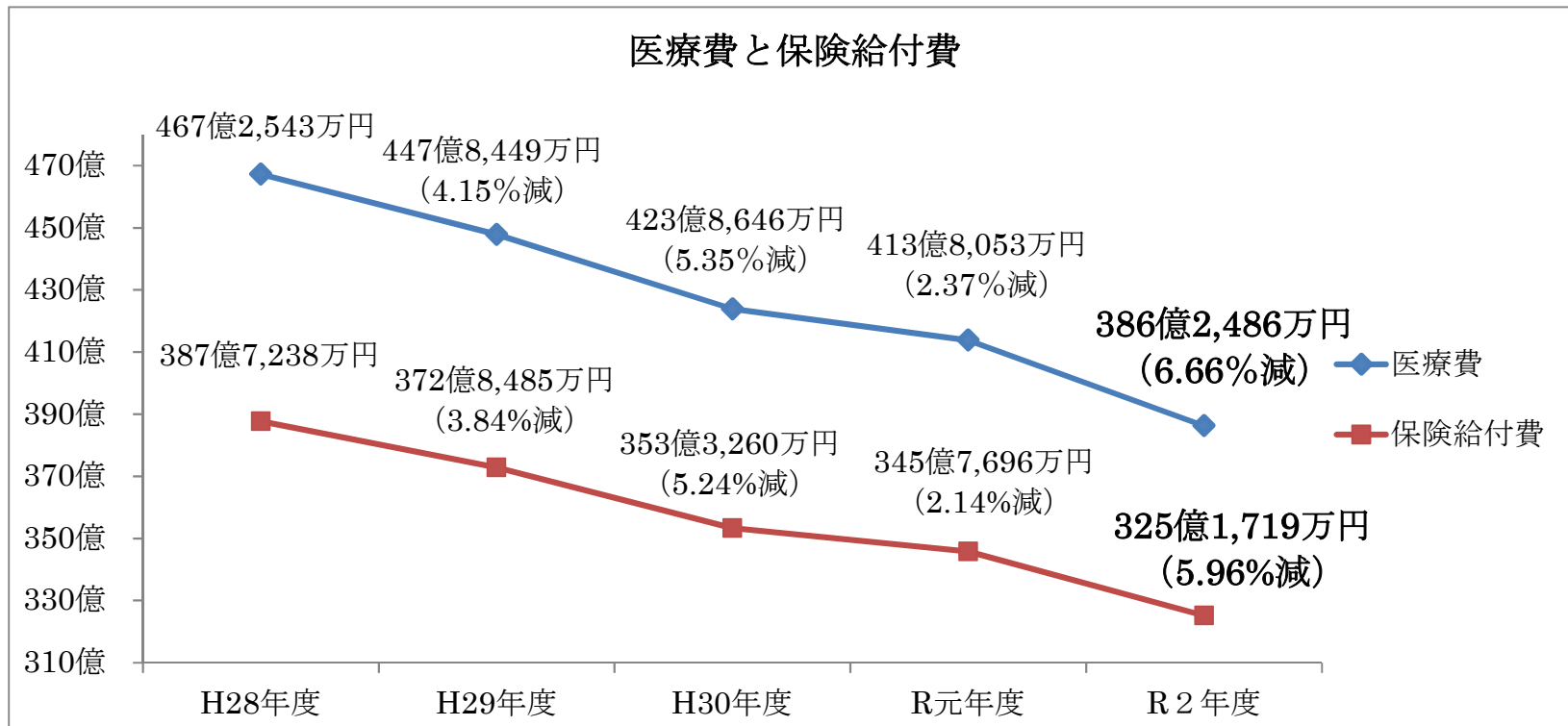
※市の人口は増加しているものの、国保加入者数が減少している主な理由は、加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度（75歳以上）へ移行しているため。

世帯数・被保険者数共に減少。1世帯当たりの人数も減少している。

2 医療費の状況 ※「国保のてびき」6 ページ参照

医療費 被保険者が医療機関などで受診に要した費用を医療費（10割相当分）といいます。  
 医療費から被保険者が実際に負担した費用等を差し引いた残りを保険者が負担します。  
 これを保険給付費といいます。

令和2年度決算額	約386億円	(うち、保険給付費	約325億円)
令和元年度決算額	約414億円	(うち、保険給付費	約346億円)
前年比較	6.66%減		5.96%減



※令和2年度は、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、医療費が減少していると考えられる。

3 保健事業費の状況 ※「国保のてびき」31 ページ参照

令和2年度決算額 約 8億6,998万円 (うち特定健康診査等事業費 約 8億5,562万円)  
 令和元年度決算額 約 10億1,863万円 (うち特定健康診査等事業費 約 10億 11万円)  
 前年比較 14.6%減 (うち特定健康診査等事業費 14.4%減)

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
特定健康診査受診率	48%	51%	54%	57%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第2期					特定健康診査等実施計画 第3期					

※H29 及び R5 の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H27	98,287 人	48,047 人	48.9%	5,089 人	1,500 人	29.5%
H28	92,481 人	44,821 人	48.5%	4,692 人	1,269 人	27.0%
H29	87,604 人	42,317 人	48.3%	4,527 人	1,249 人	27.6%
H30	83,758 人	39,443 人	47.1%	4,337 人	1,334 人	30.8%
R 元	80,672 人	38,700 人	48.0%	4,240 人	1,415 人	33.4%

※対象者数、受診者数、受診率、実施者数、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。  
 令和2年度実績の確定は令和3年10月末のため未集計。

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査 受診率		特定保健指導 実施率	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
H30 年度	3 位 / 5 8	4 位 / 3 7	1 8 位 / 5 8	1 1 位 / 3 7
R 元年度	3 位 / 6 0	5 位 / 3 7	1 4 位 / 6 0	1 1 位 / 3 7

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進（令和２年度 新規事業）

千葉県後期高齢者医療広域連合から受託し、健康づくり課にて実施。

### （１）事業の目的

保健事業の対象を国民健康保険被保険者に留まらず後期高齢者医療制度被保険者へ広げることで、保健事業をシームレスに実施し、フレイル対策・生活習慣病の重症化予防・QOL（生活の質）の向上及び医療費適正化の推進を目的とする。

### （２）実施状況

#### 【ハイリスクアプローチ】

後期高齢者健康診査の受診結果より対象者を抽出。数値の維持・改善に向けて生活習慣や医療管理等を本人とともに見直し、継続支援を経て６か月後に食事や運動等の健康行動や活動範囲の変化、数値変動等により評価支援を行う。

必要に応じてかかりつけ医から治療方針や療養上の指示を受け、介護予防を視野に入れた地域資源の活用や高齢者福祉部署との連携を図りながら個別支援を行う。

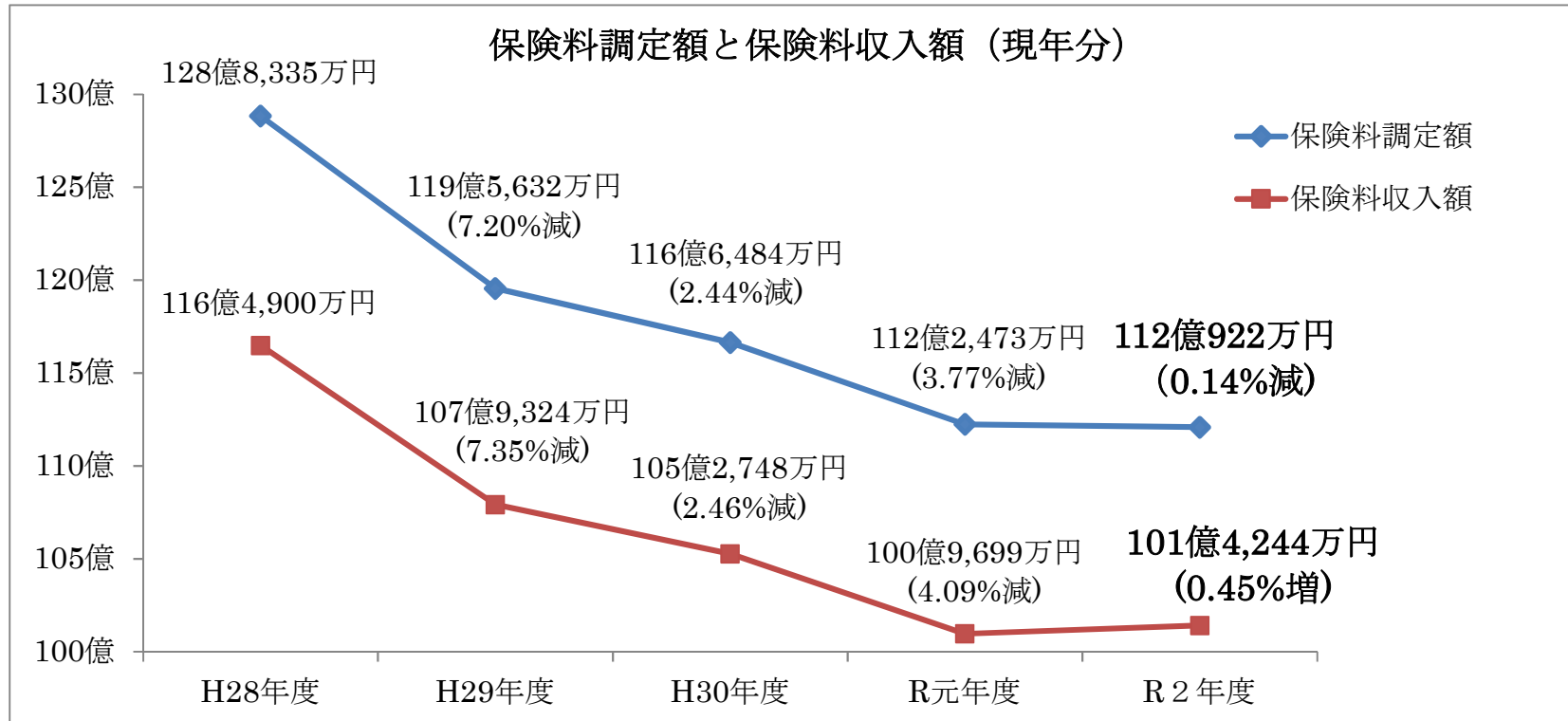
①糖尿病性腎症重症化予防事業 (HbA1c 8%以上 かつ 尿蛋白+以上)			②低栄養防止事業 (血清アルブミン3.8未満 かつ BMI 18.5未満)		
対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率
174人	157人	90.2%	191人	169人	88.5%

#### 【ポピュレーションアプローチ】

ふなばしシルバーリハビリ体操教室等の通いの場を活用し、健康教育や健康相談を広く実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により２か所４０名への実施となった。

4 保険料（現年分）の状況 ※「国保のてびき」18 ページ参照

	保険料調定額	保険料収入額（還付未済除）	収納率
令和2年度決算額	約112億922万円	約101億4,244万円	90.48%
令和元年度決算額	約112億2,473万円	約100億9,699万円	89.95%
前年比較	0.14%減	0.45%増	0.53%増



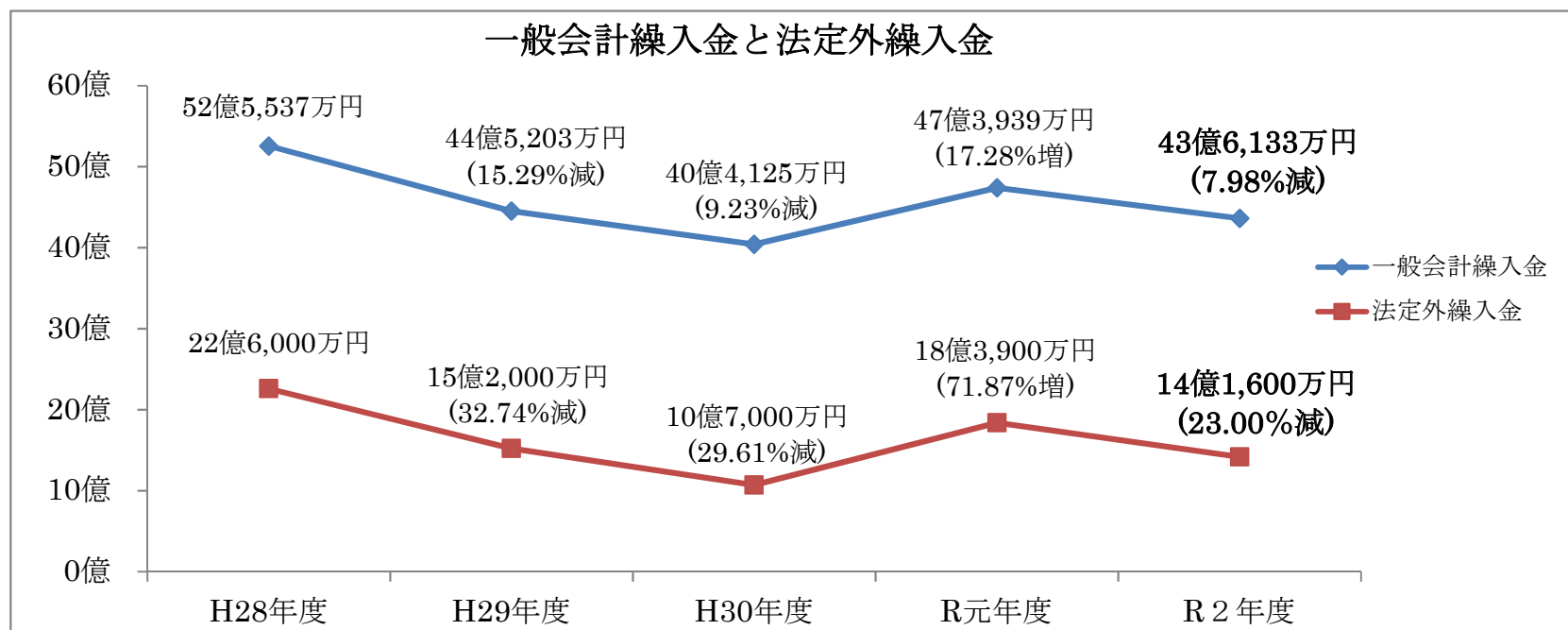
※被保険者の減少があったものの、令和2年度は保険料率の引上げと収納率の向上により、保険料収入額は増えた。

なお、令和2年度の収納率の上昇については、継続的な取り組みのほか新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免により調定額が減少したことが要因のひとつと考えられる。

## 5 一般会計繰入金の状況

令和2年度決算額	43億6,133万円	(うち、法定外繰入金	14億1,600万円)
令和元年度決算額	47億3,939万円	(うち、法定外繰入金	18億3,900万円)
前年比較	7.98%減		23.00%減

法定外繰入金 県は、保険給付費等の見込みを立てた上で、公費等で賄われる部分を除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として市町村ごとに決定しています。この支出は、本来、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分について、市の一般会計（市税等）から補填をしております。この補填分が法定外繰入金です。



※30年度より県へ納付金を納めることとなったが、30年度は激変緩和措置が講じられたこと等から、繰入金は減少した。令和元年度は、引き続き激変緩和措置があるものの被保険者数の減少による保険料収入の減少等により、繰入金は増加した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診等を一時中止したため多額の不用額が発生したこと、保険料率を引き上げたこと及び収納率が向上したこと等により、繰入金は減少した。

6 令和2年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳出）

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①-②
総務費		911,300,000	0	911,300,000	837,332,256	73,967,744
保険給付費		33,989,900,000	1,000,000	33,990,900,000	32,854,499,867	1,136,400,133
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割） ※「国保のてびき」6ページ	29,367,440,000	▲ 113,936,388	29,253,503,612	28,170,131,649	1,083,371,963
一般被保険者分	（年間平均被保険者数 120,140人）	29,364,860,000	▲ 113,936,388	29,250,923,612	28,169,906,158	1,081,017,454
退職被保険者等分	（年間平均被保険者数 1人）	2,580,000	0	2,580,000	225,491	2,354,509
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※9ページ	312,900,000	0	312,900,000	306,679,852	6,220,148
一般被保険者分		312,800,000	0	312,800,000	306,668,304	6,131,696
退職被保険者等分		100,000	0	100,000	11,548	88,452
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	74,780,000	0	74,780,000	66,884,914	7,895,086
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※13ページ	4,019,340,000	112,236,388	4,131,576,388	4,114,001,360	17,575,028
一般被保険者分		4,019,200,000	112,218,882	4,131,418,882	4,113,843,854	17,575,028
退職被保険者等分		140,000	17,506	157,506	157,506	0
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※16ページ	6,800,000	0	6,800,000	6,254,288	545,712
一般被保険者分		6,600,000	0	6,600,000	6,251,546	348,454
退職被保険者等分		200,000	0	200,000	2,742	197,258
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用 ※11ページ	350,000	0	350,000	0	350,000
一般被保険者分		300,000	0	300,000	0	300,000
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
出産育児諸費	出産費の助成（1件42万円または40万4千円）及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※10ページ	172,290,000	0	172,290,000	152,987,379	19,302,621
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円） ※11ページ	36,000,000	1,700,000	37,700,000	36,800,000	900,000
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※37ページ	0	1,000,000	1,000,000	760,425	239,575
国民健康保険事業費納付金 ※3ページ		14,637,600,000	0	14,637,600,000	14,637,512,667	87,333
医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	9,951,470,000	0	9,951,470,000	9,951,388,787	81,213
一般被保険者医療給付費分		9,951,470,000	0	9,951,470,000	9,951,388,787	81,213
退職被保険者等医療給付費分		0	0	0	0	0
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,625,260,000	0	3,625,260,000	3,625,259,034	966
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,625,260,000	0	3,625,260,000	3,625,259,034	966
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0	0	0	0
介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,060,870,000	0	1,060,870,000	1,060,864,846	5,154
共同事業拠出金		100,000	0	100,000	6,015	93,985
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0	100,000	6,015	93,985
保健事業費		1,053,900,000	0	1,053,900,000	869,978,103	183,921,897
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※32ページ、35ページ	18,720,000	0	18,720,000	14,359,187	4,360,813
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※31ページ	1,035,180,000	0	1,035,180,000	855,618,916	179,561,084
諸支出金	保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	92,200,000	5,900,000	98,100,000	91,992,139	6,107,861
予備費		100,000,000	▲ 5,900,000	94,100,000	0	94,100,000
歳 出 合 計		50,785,000,000	1,000,000	50,786,000,000	49,291,321,047	1,494,678,953

※「国保のてびき」参照ページ

6 令和2年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その1

単位：円

区 分		概 要			当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①		
国民健康保険料 ※「国保のてびき」18～21ページ					10,922,000,000	0	10,922,000,000	10,859,220,615	▲ 62,779,385		
一般分国民健康保険料			所得割	均等割	限度額	10,920,200,000	0	10,920,200,000	10,856,323,983	▲ 63,876,017	
医療給付費分現年賦課分	医療分	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×6.50%			27,360円 ×人数	63万円	7,126,100,000	0	7,126,100,000	7,020,243,742	▲ 105,856,258
介護納付金分現年賦課分	(0～74歳)						616,800,000	0	616,800,000	591,627,991	▲ 25,172,009
後期高齢者支援金分現年賦課分	後期支援分	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×2.63%			8,590円 ×人数	19万円	2,605,500,000	0	2,605,500,000	2,560,261,706	▲ 45,238,294
医療給付費分滞納繰越分	(0～74歳)						385,800,000	0	385,800,000	457,044,900	71,244,900
介護納付金分滞納繰越分	介護分	(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円) ×1.20%			9,610円 ×人数	17万円	42,340,000	0	42,340,000	54,062,448	11,722,448
後期高齢者支援金分滞納繰越分	(40～64歳)						143,660,000	0	143,660,000	173,083,196	29,423,196
退職分国民健康保険料							1,800,000	0	1,800,000	2,896,632	1,096,632
医療給付費分現年賦課分	医療分・・・国民健康保険の医療費に充てる						2,000	0	2,000	30,830	28,830
介護納付金分現年賦課分	後期支援分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる						2,000	0	2,000	7,030	5,030
後期高齢者支援金分現年賦課分	介護分・・・介護保険制度の費用に充てる						2,000	0	2,000	11,949	9,949
医療給付費分滞納繰越分	基本は医療分と後期支援分の所得割と均等割が賦課される。40～64歳は介護分の所得割						1,138,000	0	1,138,000	1,803,821	665,821
介護納付金分滞納繰越分	と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高99万円。						238,000	0	238,000	385,524	147,524
後期高齢者支援金分滞納繰越分							418,000	0	418,000	657,478	239,478
国庫支出金					36,000,000	0	36,000,000	89,873,000	53,873,000		
総務費国庫補助金		オンライン資格確認等システム改修費用に対する補助金			35,814,000	0	35,814,000	36,630,000	816,000		
災害臨時特例補助金		新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険料や東日本大震災被災者の保険料・一部負担金の減免等に対する補助金			186,000	0	186,000	53,243,000	53,057,000		



6 令和2年度 国民健康保険事業特別会計 決算 総括表（歳入） その2

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
県支出金		34,447,500,000	1,000,000	34,448,500,000	33,412,059,563	▲ 1,036,440,437
健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	308,000	0	308,000	190,000	▲ 118,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,447,192,000	1,000,000	34,448,192,000	33,411,869,563	▲ 1,036,322,437
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金を除く）に応じて交付(100%)	33,781,610,000	0	33,781,610,000	32,616,949,563	▲ 1,164,660,437
特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	665,582,000	1,000,000	666,582,000	794,920,000	128,338,000
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	500,000	0	500,000	36,285	▲ 463,715
繰入金		4,646,900,000	0	4,646,900,000	4,432,534,296	▲ 214,365,704
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	4,575,700,000	0	4,575,700,000	4,361,334,296	▲ 214,365,704
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	1,920,352,000	0	1,920,352,000	1,962,340,979	41,988,979
(保険料軽減分)	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,102,496,000	0	1,102,496,000	1,129,545,718	27,049,718
(保険者支援分)	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	817,856,000	0	817,856,000	832,795,261	14,939,261
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	855,676,000	0	855,676,000	782,108,632	▲ 73,567,368
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	114,800,000	0	114,800,000	101,138,666	▲ 13,661,334
国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	94,872,000	0	94,872,000	99,746,019	4,874,019
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	1,590,000,000	0	1,590,000,000	1,416,000,000	▲ 174,000,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	71,200,000	0	71,200,000	71,200,000	0
繰越金		100,000	0	100,000	651,878	551,878
諸収入	後期高齢者や生活保護受給者の健康診査費用、不当利得返還金等	732,000,000	0	732,000,000	627,065,892	▲ 104,934,108
<b>歳 入 合 計</b>		<b>50,785,000,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>50,786,000,000</b>	<b>49,421,441,529</b>	<b>▲ 1,364,558,471</b>

歳 入 合 計 49,421,441,529 円

歳 出 合 計 49,291,321,047 円

差 引 額 130,120,482 円

基金積立 130,000,000

繰越金額 120,482

歳入歳出の差引きが1億3,012万482円となり、このうち1億3,000万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てます。  
また、残りの12万482円については、令和3年度へ繰り越します。

財政調整基金に積み立てたお金は、予算時に取崩したり、また決算時に、県支出金のうち保険給付費等交付金（普通交付金）について、概算で歳入に受け入れていることから、翌年度に精算する際、年度間調整を行うための財源として使用しております。